

答 申 第 56 号

平成 28 年 3 月 22 日

兵庫県病院事業管理者 西 村 隆 一 郎 様

情報公開・個人情報保護審議会

会長 中 川 丈 久

オンライン結合による提供の制限の例外について（答申）

平成 28 年 2 月 24 日付け諮問第 1 号で諮問のあった標記のことについては、
適当と認めます。

なお、適当と認める理由等は、下記のとおりです。

記

1 適当と認める理由

(1) システム連携の概要

ア 兵庫県立こども病院（以下「こども病院」という。）と神戸市立医療センター中央市民病院（以下「中央市民病院」という。）が、相互協力のもと緊密な医療連携を進めるため、診療に必要な情報を迅速、的確に伝達することが可能となるよう、両病院の医療情報システムの連携（以下「本件システム連携」という。）を図るものである。

イ 本件システム連携については、両病院の間に V P N 回線を設け、医療情報システムを一部分連結した上で、相手方病院に紹介する患者のみの医療情報を閲覧する仕組みを構築する。

ウ 本件システム連携により、こども病院は、中央市民病院との間で、患者の基本情報、既往歴、現病歴、診療歴、処方内容、産婦人科部門システム情報、画像データ等といった患者の個人情報と共有することになる。

(2) 公益上の必要性について

本件システム連携を行い、両病院が相互に上記(1)ウの情報をオンライン結合により迅速に情報提供することによって、周産期医療、小児救急医療等の分野で、適切な処置の準備や受け入れ態勢の確保が可能となり、より良質で効率的な治療を提供できることから、公益上の必要性があると認められる。

(3) 個人の権利利益を侵害するおそれの有無について

本件システム連携の運用においては、次のとおりの措置が採られていることから、患者個人の権利利益を侵害するおそれはないものと認められる。

なお、中央市民病院に対しては、こども病院が自らと同等の安全性の確保を行っていることを確認することとされている。

ア 本件システム連携は、患者又は家族の同意を得た場合に限り、相手方の病院に紹介する事案ごとに、本件システム連携に必要な情報を登録する。

イ 本件システム連携においては、閲覧のみが可能であり、相手方の病院が登録した内容に入力することはできない。

ウ 本件システム連携において閲覧できる情報は、医師の専門的判断に基づき登録する患者基本情報、処方、検査結果等の特定の情報のみであり、情報を登録した病院が許可した情報以外は閲覧できない。

エ 本件システム連携は、通信事業者の提供するVPN回線で行い、インターネット等の外部のネットワークには接続しない。

オ 厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」、「兵庫県情報セキュリティ対策指針」、「情報システム等運用管理規程」等に基づき、ID・パスワードの適正な管理や電子認証を含む物理的・人的・技術的セキュリティ対策や法令の遵守等を厳重に行うこととしており、情報管理は徹底されている。

また、通信経路の安全管理措置は、同ガイドラインに準拠したものであるため安全と認められる。

2 留意事項

(1) 兵庫県情報セキュリティ対策指針等に基づくセキュリティ管理の徹底を今後とも図ること。

(2) セキュリティに関して採用している技術が適切であり、かつ、最新のものであることに今後とも留意すること。

(3) 上記1(3)アないしエに記載のセキュリティ要件は、システムによって提

供されるものであり、アクセス権が不正に行使された場合には必ずしも安全性を担保できているとは言えないため、アクセス権を付与する際には資格審査やパスワードの設定を厳重に行う等、アクセス権者の厳正な管理に留意すること。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
平成 28 年 2 月 24 日	・ 諮問書の受領
平成 28 年 2 月 29 日 第 1 部会 (第 39 回)	・ 実施機関の職員から意見聴取 ・ 審議
平成 28 年 3 月 22 日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第 1 部会

部会長 井 上 典 之
委 員 内 橋 一 郎
委 員 島 田 隆 弥
委 員 申 吉 浩
委 員 園 田 寿